

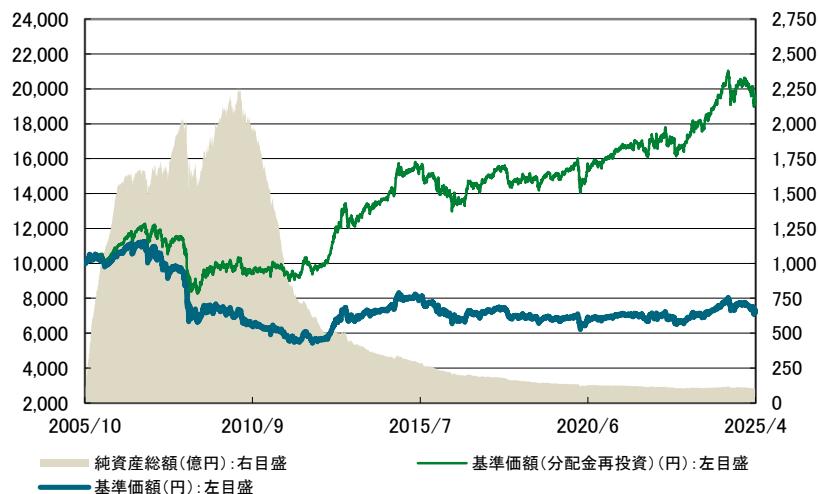
毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	7,324 円	- 208 円
純資産総額	103.24 億円	- 4.00 億円

期間別騰落率

	騰落率
1ヶ月	-2.49%
3ヶ月	-3.14%
6ヶ月	-3.62%
1年	-0.43%
3年	15.83%
設定来	96.61%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 7,410 円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	20 円											
2025年	20 円	20 円	20 円	20 円	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日



組入投資信託証券の状況

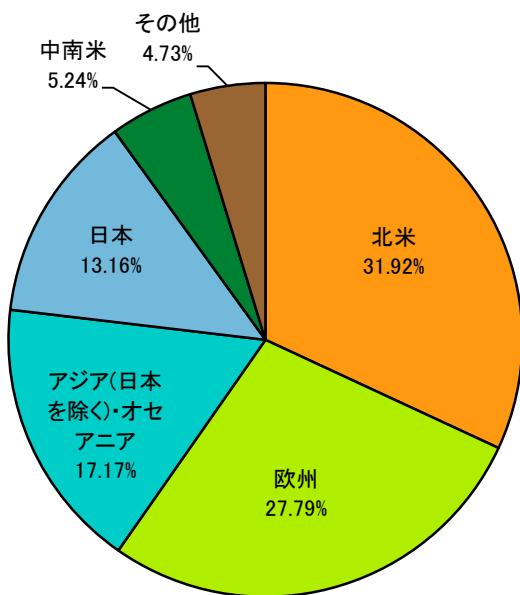
投資信託証券	資産構成比	基本組入比率	差	基準価額騰落貢献額
FOFs 用外国債券オープン(適格機関投資家専用)	19.80 %	20.00 %	-0.20 %	- 28 円
Global Multi Strategy - U.S. Municipal Bond Fund JPY Dividend Retail Class	14.48 %	15.00 %	-0.52 %	- 56 円
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム(適格機関投資家専用)	15.27 %	15.00 %	0.27 %	27 円
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア毎月分配型ファンド(適格機関投資家専用)	14.94 %	15.00 %	-0.06 %	- 21 円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)	14.49 %	15.00 %	-0.51 %	- 56 円
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドーグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM 分配型受益証券	10.04 %	10.00 %	0.04 %	- 19 円
FOFs 用日本株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	9.62 %	10.00 %	-0.38 %	- 28 円
その他	1.36 %	-	-	- 27 円
合 計	100.00 %	100.00 %	-	- 208 円

※ 対純資産総額比です。

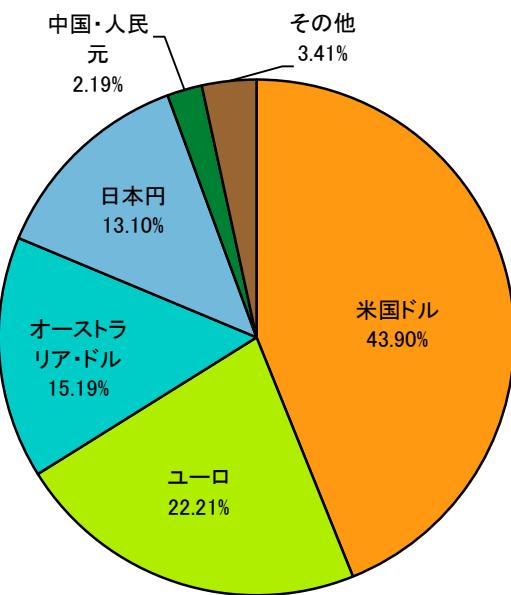
※ 以下ファンド名の「(適格機関投資家専用)」を省略して表記することがあります。

また、「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドーグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM 分配型受益証券」を「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」と表記することがあります。

地域別組入比率



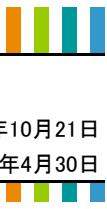
通貨別組入比率



※ 対純資産総額比です。

※ 対純資産総額比です。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

FOFs用外国債券オープンの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「FOFs用外国債券オープン」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

市場動向

米国10年国債利回りは低下(価格は上昇)しました。月前半は、低調な国債入札結果や米関税政策による金融市場の混乱を背景に米国債が売られたことなどを受けて金利は上昇しました。月後半は、FRB(米連邦準備理事会)理事が利下げの可能性を示唆したことや、米経済指標が消費者心理の悪化を示したことで、月間で利回りは低下しました。

ドイツ10年国債利回りは低下しました。月前半は、トランプ米大統領が発表した相互関税を受けて世界経済への影響が懸念されたことや、ECB(欧洲中央銀行)が段階的に利下げを進めるとの期待が広がったことなどを受けて利回りは低下しました。月後半は、ECBが利下げを決定し、ユーロ圏景気の先行きに慎重な姿勢を示したことや、米経済指標の結果を受けてスタグフレーション懸念が強まつたことで低下幅を拡大しました。

米ドル/円相場は、円高・米ドル安が進行し142円台となりました。月前半はトランプ米大統領が相互関税を発表したことを受け世界経済の悪化や、米中の貿易摩擦への警戒感が強まつたことから米ドル売りが強まりました。月後半は、米長期金利が低下したことや、日米の財務相会談で為替に対する具体的な言及がなかったことからもみ合いの展開となり、月間で円は米ドルに対して上昇しました。

ユーロ/円相場は、概ね横ばいでいた。月前半は、米国の相互関税を受けて対米ドルで円が買われたことがユーロ相場にも波及したもの、その後トランプ米大統領が一部の国に対して相互関税の上乗せ分の一時停止を発表したことを受け低リスク通貨とされる円が売られたことで概ね横ばいで推移しました。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-1.90%	-2.57%	-3.38%	-0.57%	13.14%	80.76%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY Dividend Retail Classの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「Global Multi Strategy – U.S. Municipal Bond Fund JPY Dividend Retail Class」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

市場動向

米国10年国債利回りは前月末から小幅低下しました。上旬はトランプ米大統領が貿易相手国に対する相互関税を発表したことを受け米景気悪化や貿易戦争への懸念が強まり、利回りはいったん低下しました。しかし、その後は一部の国が関税回避に向けて米国と交渉する可能性があるという見方やトランプ米大統領が中国を除く国・地域を対象に相互関税の一部を90日間一時停止すると発表したことから、利回りは大きく上昇しました。中旬は米景気後退の脅威がある場合にはFRB(米連邦準備理事会)が利下げに動くとの見方から利回りは低下しました。下旬は米国と中国の貿易戦争が緩和に向かうとの見方を背景に、米国の物価上昇圧力が高まるとの過度な懸念が後退し、利回りは低下しました。

米国地方債の対米国債スプレッド(米国債に対する上乗せ金利)は、相互関税の発表により景気見通しが悪化し、米国債利回りの変動や投資家心理に影響したことから、拡大しました。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-5.09%	-5.90%	-5.13%	-3.19%	-	15.02%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

ピクテ・ユーロ・セレクト・インカムの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

市場動向

4月のユーロ圏国債市場では、FTSE EMU国債指数AAA(ユーロベース)が前月末比上昇(利回りは低下)しました。ユーロ圏国債市場は、米トランプ政権が発表した相互関税が世界景気に悪影響をおよぼすとの懸念から、月初から上昇しました。その後も、ECB(欧州中央銀行)が利下げを実施し、さらに経済成長に対する懸念を示したことで追加利下げ観測が高まつたことなどから上昇基調で推移しました。下旬には、トランプ米大統領が中国に対する姿勢を軟化させたとの見方などがマイナス要因となり小幅に下落ましたが、月間では上昇しました。

4月のユーロ/円為替市場は、前月末比でほぼ横ばいとなりました。米トランプ政権が発表した相互関税に伴うユーロ圏経済の見通しに関する懸念やECBが追加利下げを実施するとの観測などを背景に、上旬は円高・ユーロ安となりました。しかし、その後は米国の経済や政策に対する不信感を背景として米国の資産を売却する動きが強まる中、ドイツ国債など欧州の資産に資金が流入したことなどから円安・ユーロ高基調となりました。中旬には日米財務相会談で米国が日本に円安を求めるとの警戒感に加え、ECBが追加利下げを実施したことなどから円高・ユーロ安となりました。下旬には日米財務相会談で為替水準などへの言及がなかったことなどから円安・ユーロ高となりました。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	2.44%	2.31%	-1.30%	0.98%	10.71%	53.40%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア毎月分配型ファンドの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア毎月分配型ファンド」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

市場動向

【オーストラリア債券市場】

当月のオーストラリア債券市場の利回りは、低下(価格は上昇)しました。上旬は、トランプ米政権による相互関税の発表を受けて景気後退懸念が高まり、安全資産とされる国債が買われたことから、利回りは低下しました。RBA(オーストラリア準備銀行)は月初に開催した理事会で政策金利を据え置いたものの、市場はあらかじめ据え置きを織り込んでいたため利回りへの大きな影響はありませんでした。中旬は、トランプ米政権が相互関税の一部を90日間停止すると発表したことなどから、米国債券利回りが上昇し、オーストラリアの債券利回りも上昇しました。下旬は、米消費者信頼感指数が2020年5月以来の低水準に落ち込んだことなどを受けて米国債券利回りが低下すると、オーストラリアの債券利回りも低下しました。

【為替市場】

当月の豪ドル/円相場は、豪ドル安・円高となりました。上旬は、トランプ米政権による相互関税の発表を受けて、投資家のリスク回避姿勢が強まったため、安全資産とされる円が対豪ドルで上昇しました。中旬は、EU(欧洲連合)や日本と米国の関税交渉に進展が見られるなか、市場のリスク回避姿勢が和らいだことから、豪ドル高・円安に転じました。下旬は、トランプ米政権が対中強硬姿勢を緩和させる可能性があるとの報道を受けて、市場のリスク回避姿勢が一段と和らいだことから、豪ドル高・円安が優勢となりました。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-1.87%	-2.75%	-4.91%	-3.20%	8.98%	125.07%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

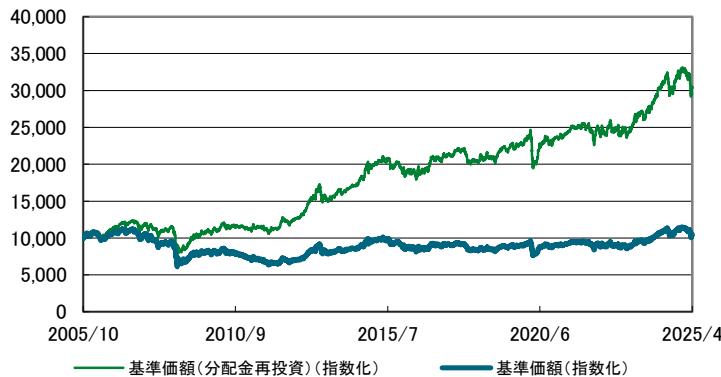
追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンドの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-5.09%	-6.74%	-4.21%	0.74%	23.50%	205.43%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、管理報酬控除後です。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-2.44%	-1.17%	-1.72%	12.35%	24.25%	254.14%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

市場動向

4月の新興国ソブリン債券市場(JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数、ドルベース)は前月末比ほぼ横ばいとなりました。米ドル建て新興国債券市場のベースとなる米国国債は上昇(利回りは低下)しました。米トランプ政権の関税政策に対する不信感などを背景に中旬にかけて下落しましたが、月末にかけては米トランプ政権の強硬姿勢が軟化したとの見方などから上昇しました。一方で、米国国債と米ドル建て新興国債券の利回り格差(スプレッド)は拡大しました。米トランプ政権による相互関税が新興国経済の見通しに対する不安要素として懸念されたことなどがスプレッド拡大の要因となりました。米国国債は上昇ましたが、スプレッドが拡大したことから、米ドル建て新興国債券市場は前月末比ほぼ横ばいとなりました。

4月のドル/円為替市場は、円高・ドル安となりました。米トランプ政権が発表した相互関税に伴う米国経済の成長減速に対する懸念などから、初旬より円高・ドル安となりました。その後もFRB(連邦準備制度理事会)議長に対する非難など、トランプ米大統領による中央銀行の独立性を脅かす言動などを背景として、金融市場で米ドルなど米国の資産を売却する動きが強まつたことから、下旬にかけて円高・ドル安基調となりました。下旬にはトランプ米大統領がFRB議長を解任する意図はないと表明したほか、関税政策における強硬姿勢が軟化したとの見方などから円安・ドル高となりましたが、月を通せば円高・ドル安となりました。

市場動向

4月はMSCI世界株価指数(現地通貨ベース)が下落する中、世界公益株式(現地通貨ベース)は上昇しました。世界の株式市場は、月初にトランプ米大統領が相互関税賦課に関する大統領令を発表したことなどを受けて、世界経済の減速とインフレに対する懸念が高まり急落しました。米トランプ政権が報復措置を講じていない国・地域に対する相互関税の一時停止を発表すると反発しましたが、米中対立への懸念などが重石となり中旬にかけて横ばいで推移となりました。下旬には、米国が関税政策における強硬姿勢を軟化させたとの見方などから世界の株式市場は上昇基調となりましたが、月間では下落しました。業種別では、公益事業、生活必需品、コミュニケーション・サービスなどが上昇した一方、エネルギー、ヘルスケアなどが下落しました。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日



FOFs用日本株式インデックス・オープンの運用状況

基準価額(指数化)の推移



※ 上記グラフは、「FOFs用日本株式インデックス・オープン」の当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

市場動向

国内株式市場は上昇しました。月初は、トランプ米大統領が発表した相互関税が日本にとって厳しい内容であったとの見方から企業業績への影響が懸念されたほか、中国が米国へ報復措置を発表したことで米中の貿易摩擦が強まるとの懸念により下落しました。その後は、トランプ米政権が相互関税の上乗せ部分について日本を含む一部の国で一時停止すると発表したことや、トランプ米大統領がFRB(米連邦準備理事会)議長の解任を否定したことで円安が進行したことが支えとなり上昇しました。また、中国政府が一部の米国からの輸入品について、関税対象からの除外を検討しているとの報道も米中の報復合戦を緩和するとの見方が株式市場を押し上げる材料となり、月間では上昇しました。

期間別騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	組入開始来
ファンド	-3.83%	-3.68%	-0.78%	0.89%	52.33%	175.90%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日



ファンドの特色

1. 外国債券と内外の株式に分散投資し、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
2. 基本配分比率は以下の通りです。

資産	基本配分比率
外国債券	80%
先進国債券	グローバル債券※1※2 20%
	米国債券 15%
	欧州債券 15%
	オーストラリア債券 15%
	新興国債券 15%
内外株式	20%
世界株式	10%
	国内株式 10%

※1：日本を除きます。※2：短期金融資産への投資比率を含みます。

3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を行います。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【米国地方債に関する信用リスク】

米国地方債は、元利償還財源の相違によって「レベニュー債」と「一般財源保証債」に大別されます。

〈レベニュー債〉

レベニュー債は、特定事業(例としては、空港、上下水道、公立病院、公立学校の整備・運営等)から生じる収入等を元利償還財源として発行されます。このため、発行体である地方公共団体や公的機関等が、レベニュー債の裏付けとしてあらかじめ定められた特定事業以外の事業等から生じた資金を保有していたとしても、その資金がレベニュー債の元利償還に充当されることはありません。したがって、発行体である地方公共団体や公的機関等の財政状況にかかわらず、レベニュー債の裏付けとなる特定事業が不振となり、当該レベニュー債に係る元利払いができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、レベニュー債の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

〈一般財源保証債〉

一般財源保証債は、起債する地方公共団体の課税権を含む全信用力を担保として発行され、発行体が元利償還の全責任を負います。したがって、発行体である地方公共団体が財政難、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、一般財源保証債の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

〈本資料のお取扱いにおけるご留意点〉を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称:分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日： 2005年10月21日

作成基準日： 2025年4月30日



投資リスク

【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【有価証券の貸付等に係るリスク】

投資対象ファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- 米国地方債は、米国居住者が所得税を課税される課税債と課税されない非課税債に分かれます(ただし当ファンドなど米国非居住者が投資する場合には、いずれも課税されません(税制については今後変更される可能性があります))。当ファンドの投資対象ファンドは、銘柄分散等の観点から非課税債に投資する可能性があります。将来、米国における税制度の変更により非課税の取り扱いが廃止され、投資対象ファンドが非課税債を保有していた場合には、当該非課税債の価格が下落する可能性があります。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称：分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

お申込みメモ

購入単位	… 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	… 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	… 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	… 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	… 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	… 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	… ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	… 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	… 無期限(2005年10月21日設定)
繰上償還	… 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	… 每月14日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	… 年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
課税関係	… 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

<当ファンド>

純資産総額に対して年率0.847%(税抜0.77%)を乗じて得た額

<投資対象とする投資信託証券>

純資産総額に対して年率0.5273%程度(税抜0.494%程度)

<実質的な負担>

純資産総額に対して**年率1.3743%程度(税抜1.264%程度)**

基準配分比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動します。

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。この他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称：分配ファミリー》

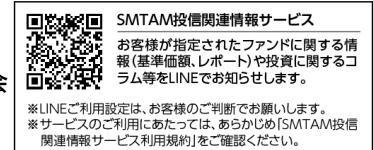
追加型投信／内外／資産複合

当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

- 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ホームページ：<https://www.smtam.jp/>
フリーダイヤル：0120-668001 受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)



販売会社

商号等	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※ ネット専用のお取り扱いとなります。

- お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- 販売会社は今後変更となる場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



毎月分配パッケージファンド 《愛称：分配ファミリー》

追加型投信／内外／資産複合

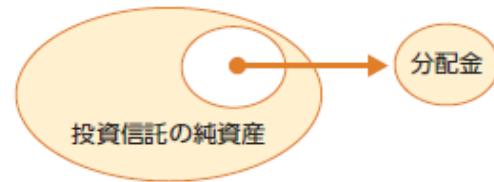
当初設定日：2005年10月21日

作成基準日：2025年4月30日

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

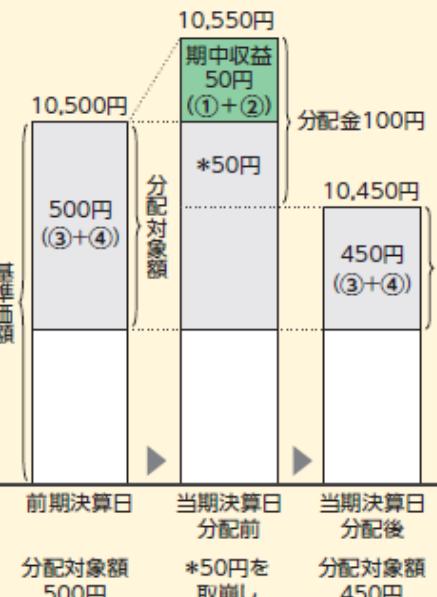
投資信託で分配金が支払われるイメージ



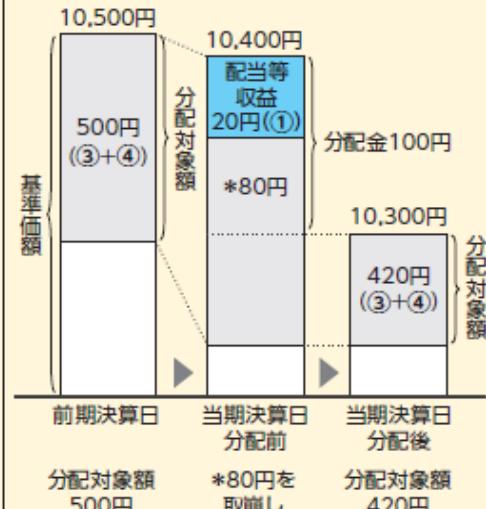
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

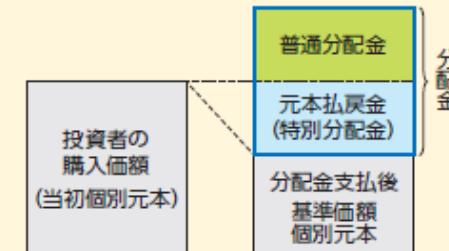
- 分配対象額とは、
 - ① 経費控除後の配当等収益
 - ② 経費控除後の評価益を含む売買益
 - ③ 分配準備積立金
 - ④ 収益調整金
- です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

**元本払戻金
(特別分配金)** 個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。

※元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。